

MR(麻しん・風しん混合ワクチン)の予防接種を受けましょう

問合せ先 子ども未来課母子保健グループ (あいあい ☎98-5003)



麻しん(はしか)・風しんは感染力が強く、人から人へ感染する病気です。定期予防接種の対象者は忘れずに接種してください。なお、定期予防接種の期間内に接種できなかった場合は、任意予防接種の費用助成制度がありますのでご活用ください。

●令和5年度の定期予防接種対象者

MR(麻しん・風しん混合ワクチン)の予防接種は、1歳になったら1回、小学校入学前の1年間にもう1回、忘れずに接種しましょう。

第1期 (1回目)	1歳～2歳未満の人 ※満1歳になったら早めに接種しましょう
第2期 (2回目)	平成29年4月2日～ 平成30年4月1日生まれの人 期間:令和6年3月31日(日)まで ※なるべく早く接種しましょう

接種方法 県内の各医療機関へ予約してください。
※県外で接種する場合は、助成制度がありますので、接種前に子ども未来課母子保健グループへご連絡ください。

接種料金 無料

持ち物 母子健康手帳、予診票、健康保険証、外国人は在留カード(特別永住者証明書でも可)

その他 予診票をお持ちでない場合は、母子健康手帳を持参の上、母子保健グループへお越しください。
※詳しくは、個人通知や出生届出時にお渡しした「赤ちゃんすくすく」の予防接種案内をご覧ください。

●任意予防接種の費用助成対象者(定期予防接種の未接種者)

市内に住所を有し、定期予防接種の期間内に接種できなかった次の対象者に、費用の助成を行います。

	対象者
第1期未接種者	満2歳以上2期の対象となる前日までの人で、1期が未接種の人
第2期未接種者	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの人で、2期が未接種の人

助成対象となる接種期間

令和6年3月29日(金)まで

助成申請期限 令和6年3月29日(金)

助成上限額 13,860円(ただし、接種料金がこれに満たないときはその額)

※接種の費用は接種医療機関に確認してください。

実施医療機関 県外医療機関を含む実施医療機関

▷市内で接種する場合(助成金の申請は不要)

接種料金から助成額を差し引いてお支払いください。

▷市外で接種する場合(助成金の申請が必要)

申請書などの必要書類をお渡ししますので、接種前に母子保健グループへご連絡ください。

十分な免疫を獲得するために2回の接種が必要です

麻しんは、感染力が強く、空気感染するため、手洗いやマスクのみでは予防できません。麻しんに対する免疫を持っていない人が感染している人に接すると、ほぼ100%感染します。

かかった場合の主な合併症としては、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎があり、ときには死に至ることもあります。

このように感染力の強い病気ですが、2回の予防接種によって、予防接種を受けた人の約95%以上が免疫を獲得でき、病気を予防できると言われています。



不妊治療費の助成制度

問合せ先 子ども未来課母子保健グループ
(あいあい ☎98-5003)

不妊症や不育症の治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。

また、これまで第2子以降が対象であった「保険適用終了後の特定不妊治療費(助成回数追加)助成事業」について、令和5年4月から助成対象者を拡充(第1子から助成対象)しています。



1. 特定不妊治療費(先進医療)助成事業

	内容
対象治療	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)
助成上限額	先進医療分の治療費の7割で上限5万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内)
助成回数	保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療(保険適用外)であれば助成回数の上限はありません。(先進医療不妊治療関連技術の例 ・PICSI・タイムラプス ほか)

2. 保険適用終了後の特定不妊治療費(助成回数追加)助成事業【対象者拡大】

	内容
対象治療	保険適用の回数を超えた特定不妊治療 (第1子から助成対象となりました)
助成上限額	採卵から胚移植までの治療の場合は上限30万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内) ※胚移植のみの治療の場合は上限17万5,000円
助成回数	保険適用の治療回数を含めて通算8回まで
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満

3. 不妊治療費助成事業(こうのとりの支援)

	内容
対象治療	保険適用外で受けた体外受精、顕微授精、人工授精
助成上限額	対象経費の2分の1で上限10万円(申請期限:令和6年3月29日) ※亀山市特定不妊治療費助成等、地方公共団体の助成を申請している場合、助成対象経費からそれらの助成額を差し引きます。
助成回数	1年度につき1回
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満

4. 不育症治療費助成事業

	内容
対象治療	不育症治療
助成上限額	1年度につき1回10万円(申請期限:治療が終了した日から60日以内)

●助成の内容、申請手続きなど詳しくは、子ども未来課母子保健グループへお問い合わせください。

妊娠に関して悩んでいる人の相談窓口

三重県不妊専門相談センター(助産師、看護師などが対応します)

電話番号 ☎059-211-0041

相談日 毎週火曜日 午前10時~午後8時(祝日、年末年始を除く)

